

長野県体操協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、長野県体操協会と称する。

第2条 本会は事務所を、長野県長野市三輪9-13-10 中澤荘5号室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、体操ならびに体操競技の普及及び発達を図るをもって目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 長野県における体操競技団体の強化発展と、相互の融和連絡を図ること。
2. 各種の資料を作成し、これを配布すること。
3. 各種の競技会及び実演会を開催する。
4. 全日本選手権大会、国民体育大会の全国大会に対し、長野県の選手、役員等を派遣すること。
5. その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 組 織

第5条 本会は、長野県内における各種体操団体及び長野県高等学校体育連盟体操専門部をもって組織する。

第6条 本会への加盟は、代議員会の決議を経なければならない。

第7条 本会からの脱会しようとするものは、その旨を本会へ届け出なければならない。

第8条 本会は、会員が次の各号の一つに該当したときは、代議員会の決議を経てこれを除名することができる。

1. 本会の名誉をき損する行為をしたとき。
2. 本会の趣旨に反する行為をしたとき。
3. その他会員として不適当な行為をしたとき。

第9条 本会は、日本体操協会に加盟するとともに、長野県体育連盟に加盟する。

第4章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	常任理事	6名
副 会 長	若干名	理 事	若干名
理 事 長	1名	監 事	2名
副理事長	若干名		

第11条 会長は代議員会で推挙する。

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第12条 副会長は代議員会で推挙する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第13条 理事は代議員会で推挙する。

理事は、理事会を組織して本会の会務を執行する。

第13条の2 常任理事は、理事の互選により選出する。

常任理事は、本会の会務を処理する。

第14条 理事長は理事の互選により選出する。

理事長は本会の会務を掌理する。

副理事長は理事の互選により選出する。副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは、これを代行する。

第15条 監事は、代議員会で推挙する。

監事は本会の会計を監査する。

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

役員は、任期が終了しても、後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

第17条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

第18条 名誉会長は、本会の会長であった者、本県の体操並びに体操競技に貢献した者及び理事会で特に必要と認めた者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第19条 顧問は、本会の会長又は副会長であった者、本県の体操並びに体操競技に

貢献した者及び理事会で特に必要と認めた者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第20条 参与は、本会の役員であった者及び理事会で特に必要と認めた者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第21条 顧問及び参与は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

第22条 代議員会は、会長、副会長、理事、監事及び代議員をもって構成し、毎年1回以上、会長がこれを召集し議長となる。

代議員会は、定数の過半数の出席より成立する。

代議員会は、本会の最高決議機関であり、予算、決算の承認、役員の選出、規約の決定、事業計画の承認、その他必要な事項の決定権を有する。

第23条 代議員は本会に属する各団体から2名選出する。ただし、長野県高等学校体育連盟体操専門部については、各地区毎に2名選出する。

第24条 代議員会の決議は、出席者の過半数により決定する。

可否同数のとき、議長がこれを決定する。

第25条 代議員会を召集するときは、開催日の10前までに所属団体へ通知しなければならない。

代議員会に提出すべき議案のある者は、代議員会の5日前までに、提案理由書を付して会長に通知しなければならない。

第26条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときこれを召集し、議長となる。

理事会は、会長、副会長及び理事の過半数の出席により成立する。

理事会は、代議員会に提出する議案の作成、代議員会で議決された事項の執行、代議員会を召集する暇のない重要事項の審議、その他の本規約に規定された事項の執行にあたる。

第27条 理事会の議決は、出席の過半数で決定する。

可否同数のとき、議長がこれを決定する。

第7章 委 員 会

第28条 本会に次の委員会を置く。

強化委員会

審判委員会

普及委員会

第29条 強化委員会は、男子及び女子の体操競技・新体操・トランポリンの競技力向上に関する事項について審議執行する。

第30条 審判委員会は、男子及び女子の体操競技・新体操・トランポリンの審判に関する事項について審議執行する。

第31条 普及委員会は、男子及び女子の体操競技・新体操・トランポリン・一般体操の普及に関する事項について審議執行する。

第32条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

各委員の中に男子及び女子の体操競技・新体操・トランポリン部門を置く。

委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

第8章 会 計

第33条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってこれにあてる。

1. 登 録 料
2. 公認審判申請料
3. 補 助 金
4. 寄 付 金
5. その他の収入

第34条 登録料は、別表第1に定めるとおりとする。

公認審判申請料は、別表第2に定めるとおりとする。

選手指導者登録料は、別表第3に定めるとおりとする。

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第36条 会計年度の終わりに余剰金のあるときは、翌年度に繰り越すものとする。

第37条 本会の予算は、毎会計年度開始前、理事会で作成し、代議員会の承認を得なければならない。

決算は、毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、監事の監査を経て、監査報告書を添えて代議員会に報告し、その承認を得なければならない。

第9章 事 務 局

第38条 本会は、会務を処理するために事務局を置く。

第39条 事務局は、事務局長、庶務係、会計係及び登録係をもって構成する。

第40条 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務処理を総括する。

会計係は、本会の会計に関する事務を処理する。

登録係は、本会の役員登録、選手指導者登録に関する事務を処理する。

庶務係は、会員手帳、研究資料及びその他会計係及び登録係の所管に属さない
本会の事務を処理する。

付 則

第1条 本会の規定にない事項は、理事会において定めるものとする。

第2条 この規約は、昭和44年5月10日から施行する。

付 則（昭47.12.24）

第1条 本規約中「代議員」とあるものは「本会に登録した者」に、「代議員会」とあるものは「本会に登録した者で構成する総会」に、当分の間、読み替えるものとする。

第2条 この規約は、昭和47年12月24日施行する。

付 則（昭48.3.3）

この規約は、昭48年3月3日から施行する。

付 則（昭49.2.24）

この規約は、昭49年2月24日から施行する。

付 則（昭50.3.1）

この規約は、昭50年3月1日から施行する。

付 則（昭52.2.27）

この規約は、昭52年2月27日から施行する。

付 則（昭53.4.11）

この規約は、昭53年4月11日から施行する。

付 則（平1.4.1）

この規約は、平1年4月1日から施行する。

付 則（平12.4.1）

この規約は、平12年4月1日から施行する。

付 則（平19.4.1）

この規約は、平19年4月1日から施行する。

付 則（平21.4.1）

この規約は、平21年4月1日から施行する。

付 則（平25.4.1）

この規約は、平25年4月1日から施行する。

付 則（平27.4.1）

この規約は、平27年4月1日から施行する。

付 則（平29.4.1）

この規約は、平29年4月1日から施行する。

別表 第1 登 録 料

区 分	1 人 年 額
会 長	30,000円
副 会 長	25,000円
理 事 長	15,000円
副理事長	12,000円
理 事	10,000円
審 判 員	5,000円
一 般	4,000円
高 校 生	3,000円

別表 第2 公認審判員申請料

区 分	金 額
1 種	5,000円
2 種	2,000円
3 種	1,500円

別表 第3 選手指導者登録料

区 分	金 額
小 中 学 生	1,500円
高 校 生	2,000円
一般、社会人	2,500円
指 導 者	2,500円

長野県体操協会会計規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県体操協会規約付則第1条の規程に基づき、会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(金銭出納簿)

第2条 会計係は、協会に収入及び支出があったときは、金銭出納簿(様式第1号)に記入しなければならない。

(収入整理票)

第3条 会計係は、協会に収入のあったときは、収入整理票(様式第2号)を作成しなければならない。

(経費見積票)

第4条 予算執行者は、事業をしようとするときは、あらかじめ、経費見積票(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(支出伺)

第5条 予算執行者は、支出をしようとするときは、支出伺(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(戻入通知書)

第6条 予算執行者は、戻入の必要が生じたときは、すみやかに、戻入通知書(様式第5号)をそえて戻入しなければならない。

(旅費の支給)

第7条

1. 旅費は、次の各号いずれかに該当するものに支給する。

(1) 協会が主催する競技会に、役員、審判員、補助員として委嘱した者。

(2) 協会が、各種競技会に、役員、審判員、監督、選手として派遣する者で、他からの旅費の支給を受けられない者。

(3) 前各号に定める者のほか、理事長が適当と認めた者。

2. 前項の旅費の額は次のとおりとする。

交通費	実 費		
宿泊費	1泊につき	県内	7,000円
		県外	8,000円
		六大都市	10,000円

付 則

この規約は、昭和51年3月28日から施行する。

付 則

この規約は、昭和57年4月11日から施行する。

付 則

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

運用基準

第7条第2項の交通費の支給は、次の基準による。

片 道 距 離	支 給 額
50 km 未 満	運賃
50 km 以上 100km 未満	運賃+急行料金
100 km 以 上	運賃+特急料金

(様式第1号) 金銭出納簿

(様式第2号) 収入整理票

収入済額の内訳、未収額の内訳

(様式第3号) 経費見積書

(様式第4号) 支出伺

(様式第5号) 戻入通知書

長野県体操協会委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野県体操協会規約第32条の規程に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

委員の任期は、委員長の任期による。

(委員長の任務)

第3条 委員長は、委員会の会務を掌理とする。

(委員の任務)

第4条 (1) 委員は強化部、審判部、普及部のいずれかに属する。

(2) 強化担当は、選手の強化に関する事項を処理する。

(3) 審判担当は、審判及び審判技術に関することを処理する。

(4) 普及担当は、普及に関する事項を処理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき招集し、議長となる。

付 則

この規約は、昭和46年4月20日から施行する。

付 則

この規約は、昭和53年3月31日から施行する。

長野県体操協会表彰規定

第1条 本会は、体操競技・新体操で全国、国際的に活躍した者又は、長野県体操界の発展に著しく貢献した者を会長が、これを表彰する。

表彰は次の通りとする。

1. 功労賞
2. 優秀指導者賞
3. 優秀選手賞

第2条 表彰に関する細則は、別に定める規定による。

長野県体操協会体操功労者・優秀選手および優秀指導者表彰規定

第1条 この規定は体操功労者および優秀選手賞ならびに優秀指導者賞「以下賞という」の授与について定めることを目的とする。

第2条 体操功労者は次の各号の1に該当すると認められるものに授与して、その功労を賞する。

1. 長野県体操振興に尽力、功労が顕著なもの。
2. 長野県体操協会発展のために長年尽力し、功労が顕著なもの。

第3条 優秀選手賞は、次の各号に該当すると認められるものに授与して、その功労を賞する。

1. 常にスポーツマンシップを堅持して試合時の態度はもちろん、その日常生活態度が社会の模範であること。
2. 国際大会・全国大会に出場して成績が優秀であったり、又はその他の大会において日本的な成績を収めたとき。

第4条 優秀指導者賞は、第3条に該当する優秀選手を育成した指導者に対して授与してその功労を賞する。

第5条 受賞者は長野県体操協会の推薦により理事会の同意を得て決定する。

第6条 受賞者には、表彰状および記念品を授与する。

第7条 この規定により賞を授与されたもので、その体面を汚す行為があった時は表彰を取り消すこともある。

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成17年度より施行する。

長野県体操協会表彰確認事項

1. 全国大会に出場して優秀な成績を収めたもの、又は日本代表として国際大会に出場した者。

イ 全国大会とは国体、高校総体、及び各種選手権大会又はこれに準ずるものをさし、国際大会とは、オリンピック大会、アジア大会、ユニバーシアード大会、世界選手権大会およびこれに準ずるもの。

ロ 全国大会に出場して優秀な成績を収めたものとは、次の(1)に該当するものをいう。

(1) 各種全国大会において入賞したもの

1. 功労賞を受賞する者は年齢60歳以上の者を原則とする。